

令和２年７月２０日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会臨時総会 議事録

1. 開催日時

令和2年7月20日（月）午後1時30分～2時45分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 委員の紹介
- 第2 事務局職員の紹介
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 仮議長の選出
- 第5 会期の決定
- 第6 審議事項
 - 審議第1号
 - 審議第1号 会長選出について
 - 審議第2号 会長職務代理者選出について
 - 審議第3号 議席の決定について
 - 会議議事録署名委員選任
 - 審議第4号 北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員の選考及び委
嘱について
 - 審議第5号 担当地区委員の選任について
 - 審議第6号 その他関連委員の選任について
- 第7 業務報告及び今後の予定
- 第8 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也
事務局 班 長 渡 部 達 也
事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

本日は大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、改選に伴う北塩原村農業委員会臨時総会を開会いたします。本日は委員改選後、最初の総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、村長が総会を招集しております。本日の議事は、お手元の臨時総会次第のとおり進行させていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。なお、ただ今の皆様の議席順につきましては、農業委員としての経験年数及び生年月日等をもとに仮の議席となっておりますので、ご了承をお願いいたします。

○事務局長

それでは、次第の2番、委員の紹介でございますが、委員の皆様には地区名とお名前など

を含めまして、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。なお、自己紹介の順番は、席順番号1番の小椋隆子委員からお願いいたします。

○1番、小椋隆子委員

皆さんこんにちは。早稲沢から参りました小椋隆子です。初めてですので何も分からず、皆さんからはたくさん教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○2番、中川博之委員

はい。私は下吉です。2期目となりますが、また皆さんと一緒に農業委員として活動していきたいと思います。よろしくお願いします。

○3番、岩田多吉委員

こんにちは。関屋・樟から推薦されました岩田多吉です。今回で2期目です。何卒よろしくお願いします。

○4番、二瓶睦夫委員

裏磐梯地区の二瓶睦夫と申します。2期目となります。今後ともよろしくお願いします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

北山一区から選出されました蓮沼喜久雄です。私も今回2期目です。よろしくお願いします。

○6番、遠藤俊一委員

こんにちは。大塩地区の遠藤俊一です。農業委員は今期から3期目ということになります。よろしくお願いします。

○7番、星源嗣委員

はい。最後になりましたが、谷地の集落から推薦を受けました星源嗣と申します。今回から4期目となります。よろしくお願いします。

○事務局長

ありがとうございました。続きまして、村農業委員会事務局職員の紹介をいたします。

○相原哲也事務局長

私は農業委員会の事務局長を仰せつかっております相原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部達也班長

はい。私は班長で北山の渡部と申します。よろしくお願いします。

○須藤真由美主査

事務局職員の須藤真由美と申します。3年間よろしくお願いします。

○事務局長

皆さんお世話になります。それでは次に、次第の4番になりますが、仮議長の選出でございます。本日の総会は改選後初の総会でありますので、会長が互選されるまでの間は地方自治法第107条に「議長の職務を行う者がいない時は、年長の委員が臨時に議長の職務を行う」

とありますのでこれを準用いたしまして、議事の整理を行っていただきたいと思います。年長の委員は、星源嗣委員でありますので、よろしくお願いしたいと思います。それでは、星委員、議長席の方へお願いします。

○仮議長

皆さんこんにちは。ただいま、仮議長として選出されました星源嗣でございます。これより会長選出までの間、皆さまのご協力により、議事をスムーズに進行したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○仮議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりであります。会議に先立ち、本日の出席委員の確認を行います。本日の出席委員は7名中7名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、出席者が過半数を超えておりますので、この総会は成立しております。

○仮議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○仮議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○仮議長

それでは、提出議案の2ページをお開きください。審議第1号、会長選出について、審議いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

事務局より説明いたします。会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。また、選出方法としては会長に立候補する意思がある委員が複数いる場合は投票により行う方法と、出席委員の同意がある場合は、指名推薦による方法などがありますので、まずは選出方法から審議いただきたいと思います。以上です。

○仮議長

それでは、「会長の互選」に入ります。会長の互選は、どのような方法によるか、お諮りいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。指名推薦をお願いします。

○仮議長

ただ今、蓮沼喜久雄委員から指名推薦による方法とのご発言がございましたが、他にござ

いませんか。

○委員

(なしの声)

○仮議長

他にないものと認めます。お諮りいたします。指名推薦の方法で互選することに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○仮議長

ご異議なしと認め、会長の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。それでは、「指名推薦」の発言を求めます。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。現在2期目の中川博之委員を会長に推薦いたします。よろしくお計らいお願いいたします。

○仮議長

只今、蓮沼喜久雄委員から中川博之委員を推薦するとのご発言がございましたが、他にございませんか。

○2番、中川博之委員

はい。

○仮議長

中川委員どうぞ。

○2番、中川博之委員

はい。私は会長に星源嗣委員を推薦します。よろしくお願いします。

○3番、岩田多吉委員

はい。私も同じく。

○仮議長

ただ今、中川博之委員と岩田多吉委員から、私、星源嗣を推薦するとのご発言がございましたが、他にございませんか。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。私から推薦の理由を申し上げたいと思います。

○仮議長

はい。

○5番、蓮沼喜久雄委員

確かに星委員は年長者でもあるし、これまで2期会長をやってきた経験豊富でもあります。その点から申し上げれば申し分ありません。ただ、今後ですね、若い人に頑張ってもらう、

世代交代を考えていくと、若い人に経験を積んでもらいたい、私にはそういう気持ちが多くあります。確かに中川委員は会社勤めもしているし、大変多忙であることは重々承知ですが、皆さん仕事を持っているし、そこは同じ立場であります。中川委員は若いし、やる気もあるし、農業も本気でやっている、先月も田んぼを増やしてね、やっておりますので、これからいろいろ経験を積んで県とか国とかいろんなパイプを広げて頑張っていただきたいという私の強い熱望がありますので、中川委員を推薦いたしました。その辺を皆さん、よろしくご判断いただきたいと思います。以上です。

○2番、中川博之委員。

はい。

○仮議長

はい。中川委員

○2番、中川博之委員

はい。私、ご指名をいただいたんですが、実際のところ会社の方も忙しく、毎月1回の総会出席がやっとの状況もあり、会長が出席されているような会議や研修会等に仕事を休んで出席するということは、現在厳しい状況であります。蓮沼委員のお気持ちは大変ありがたいと思いますが、そういう状況でございますので、私としては今回は辞退させていただければと思います。

○仮議長

中川委員から、推薦を辞退したいとの申し出がございましたが、それでは、2名の候補者、中川委員は辞退したいとのことではございますが、ここで挙手により採決したいと思います。先に名前が挙がりました中川博之委員を会長とすることの賛成の方は挙手をお願いします。

○委員

(1名挙手)

○仮議長

続いて、私、星源嗣を会長とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

○委員

(5名挙手)

○仮議長

ありがとうございました。それでは、中川委員1票、星5票で、私、星源嗣を会長と決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○仮議長

ご異議なしと認め、会長には私、星源嗣が互選されました。会長が選出されましたので、いったん仮議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それでは、新たに北塩原村農業委員会会長に選出されました星会長から、就任のごあいさつをいただきたいと存じます。星会長よろしく願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。会長が選出されましたので、これより、総会の議長は北塩原村農業委員会会議規則第4条により、会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。早速審議事項に入ります。同じく提出議案の2ページになります。審議第2号、会長職務代理者の選出について審議いたします。会長職務代理者におきましても、農業委員の互選によって充てることとされております。それでは、互選の方法には、会長と同様で、投票、指名推薦などがございますが、どのような方法で互選するかお諮りいたします。

○3番、岩田多吉委員

(指名推薦の声)

○議長

ただ今、岩田多吉委員から指名推薦による方法とのご発言がございましたが、他にございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

他にないものと認めます。お諮りいたします。指名推薦の方法で互選することに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会長職務代理者の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。それでは、「指名推薦」の発言を求めます。

○3番、岩田多吉委員

はい。

○議長

はい。岩田委員

○3番、岩田多吉委員

はい。前期から会長職務代理者を務めていただいた遠藤俊一委員に、今期もお願いしたいと思います。

○議長

ただ今、岩田委員から、会長職務代理者に遠藤俊一委員を推薦するとのことのご発言がございましたが、他にございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

他にございませんので、ただ今、指名推薦のありましたとおり、遠藤俊一委員を会長職務代理者と決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会長職務代理者には遠藤俊一委員が互選されました。それでは、会長職務代理者に選出されました遠藤委員よりご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理者 遠藤俊一委員

(挨拶)

○議長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長

続いて、審議第3号、議席の決定について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議席の決定について、説明いたします。北塩原村農業委員会会議規則第7条の規定には「議席は、あらかじめくじで定める」とありますが、これまでは「くじ」ではなく、委員の経験年数や生年月日等で議席を決定してきた経緯がございます。まずは、議席の決定方法について、「くじ」で決めるか、慣例によりまして「委員の経験年数や生年月日等」で決めるか審議いただきたいと思います。

○議長

それでは議席の決定は、くじにより決める方法と慣例により決める方法、どちらの方法により決定するか、お諮りいたします。

○委員

(慣例より決めるとの声)

○議長

ただ今、慣例による方法とのことのご発言がございましたが、他にございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

他にないものと認めます。お諮りいたします。議席の決定は、慣例により委員の経験年数や生年月日等の方法とすることに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、議席の決定は、慣例による方法とすることに決定いたしました。事務局より、説明をお願いします。

○事務局

事務局より説明いたします。提出議案の3ページをご覧ください。始めに、会長と会長職務代理者の議席番号は決まっております、会長につきましては7番、会長職務代理者につきましては6番となります。議席番号1番から順に、新任委員、2期目委員、3期目委員、4期目委員の順番にしまして、それぞれの生年月日順に並び変えた番号を議席番号案として提案いたします。なお、会長と会長職務代理者の番号は決まっておりますので、会長の星委員は7番、会長職務代理者の遠藤委員は6番となります。議席番号の1番が新任委員の小椋隆子委員、議席番号の2番から5番までは皆さん2期目委員となりますので、生年月日順で、2番が中川博之委員、3番が岩田多吉委員、4番が二瓶睦夫委員、5番が蓮沼喜久雄委員となります。以上で議席の決定についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了いたしました。議席番号について説明がございましたが、これにご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。審議第3号について、これを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。審議第3号、議席の決定について、決まりましたが席はこのままですね。それでは、議席番号が決まりましたので、審議の途中ではございますが、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員を指名させていただきます。本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、1番、小椋隆子委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

続いて、審議番号4番、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員の選考及び委嘱について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

提出議案の4ページをご覧ください。北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員の選考及び委嘱について説明いたします。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員を委嘱するにあたり、当該委員の選考及び委嘱について、北塩原村農業委員会の承認を求めるものでございます。続いて、5ページをご覧ください。こちらの名簿は受付順ではなく、地区順となっております。農業委員会等に関する法律第17条第1項においては、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととなっております。北塩原村においては、定数6名の農地利用最適化推進委員について、団体からの推薦または一般募集ということで、公募を実施いたしました。その結果、団体からの推薦が6名、個人による応募が1名ということで、合計7名の推薦・応募がございました。北塩原村の推進委員の定数6名に対し、今回、推薦・応募のあった人数が7名のため、6名に選考していただくこととなります。選考にあたってですが、5ページの中ほどにあります「選考基準」をご覧ください。白○の1つ目、農業委員会等に関する法律で規定されている事項から確認をお願いします。1番、農業委員会が推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならないとされております。当村においては、北山地区と大塩地区がそれぞれ2名、桧原地区と裏磐梯地区がそれぞれ1名と定数を定めております。上の名簿の選考基準の欄の1番左側の列に今回、推薦・応募があった担当区域を記載しております。北山、大塩、桧原地区はそれぞれ定数どおりで、裏磐梯地区のみが定数1名に対し2名の推薦と応募があったため、1名多い状況でございます。続いて、2番、農業委員会等に関する法律第8条第4項及び第18条第4項の欠格条項に該当する委員となることができない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、調査の結果、今回の候補者の中にはいませんでした。続いて、3番、推進委員は農業委員を兼ねることができないと法律で規定されております。こちらも該当者はおりませんでした。次に、白○の2つ目、兼職の禁止についてですが、法令等により兼職が禁止されている者の応募・推薦はありませんでした。最後に、白○の3つ目、その他参考とすべき事項についてですが、推進委員については農業委員のような、認定農業者過半要件や中立委員要件、性別・年齢等の要件はございません。農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうち

から農業委員会が委嘱すると規定されているのみです。推進委員としての経験や、農業経営状況等も上の名簿にまとめておりますので、参考にしていただければと思います。なお、北山・大塩・桧原地区については、定数どおりとなっており、選考基準も満たしていると思われるので、今回は裏磐梯地区の2名のうちから1名の候補者を選考していただき、6名の推進委員候補者を決定し、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。なお、次の6ページには、さらに詳しく経歴や農業経営の状況、推進・応募の理由等を記載しておりますので、各自ご確認ください。以上、提出いたします。令和2年7月20日提出。北塩原村農業委員長星源嗣、事務局からの説明は以上です。

○議長

ただいま事務局より農地利用最適化推進委員の選考及び委嘱についての説明がありました。北山地区・大塩地区・桧原地区については、定数どおりであり、選考基準も満たしておりますので、裏磐梯地区の2名について、選考をしたいと思います。委員の皆さんのご意見を願います。

○議長

裏磐梯地区からは、小椋さんが集落推薦、〇〇〇さんが個人による応募ということで、定数1名に対して2名の候補者がいる状況となっております。

○6番、遠藤俊一委員

どこの地区も実行組合が中心になって動いたわけだべした。話し合いがまとまらなかったのかな。

○事務局長

〇〇〇さんは実行組合に入っていないと聞いております。

○3番、岩田多吉委員

うちの村はこれまで実行組合が中心になって推薦者を決めてきた経緯があるから、今回のように地区からの推薦者と自分から率先してやりたいという意欲を持った人、どちらを選べばいいのか。これまでは各地区の実行組合の代表者が集まって話し合っ、どこの地区からは農業委員、どこの地区からは推進委員を出すっていう風に決めてきたから、自分からやりたいなんて言う人はいなかったからな。こうなると正直困ってしまう。でもこれからはもっと増える可能性もあるわけだな。自分からやりたいという人。実行組合で話し合っ決めても、それで決定というわけにはいなくなる。

○事務局長

制度上、地区等からの推薦と個人による応募の2つがあるので。

○4番、二瓶睦夫委員

これまで実行組合で決めてきた。やりたくなくても順番だから、他にいないから仕方なく農業委員になるって人の方が多い。

○3番、岩田多吉委員

だから、自分でやりたいと応募してきた人を選んであげたい気持ちもある。でも、地区からの推薦もあるしな。こういう場合はどうすればいいのか、今後の農業委員会の考え方というかあり方というか、決めていかないと難しくなると思う。

○議長

推薦、応募ということもありますが、その他にも農業の経験だとか経営状況なども選考の基準となると思います。〇〇〇さんはそういった農業の経営状況等が全く分からないので。

○事務局長

現在のところは農地を所有しておらず、農業経験の方は平成29年頃からジュンサイ栽培に携わっている、手伝っているとのことでございます。今後、ジュンサイ沼を借りて、自分で経営していきたい考えでいるようです。

○4番、二瓶睦夫委員

ジュンサイ栽培に携わっているけど、自分で農業をやっているわけではないんだな。

○事務局（渡部班長）

私の方から経緯を説明したいと思います。〇〇〇さんは村のホームページを見て、今回、推進委員さんを募集していることを知ったそうです。実行組合さんを対象とした説明会の他にも、広報や村のホームページ等でも、広く一般からも募集しておりましたので、〇〇〇さんがそれを見て今回応募をしてきました。先ほど局長からも説明ありましたが、〇〇〇さんは数年前からジュンサイ栽培に携わっており、今後は自分でも経営したいと意欲を持った方です。他にもワインを作りたいとも話していました。農業をやりたいという意欲はあるようなので、今後農地の貸し借りなどの相談にはいつでも応じると話しましたが、その後、現在まで特に動きはありません。ジュンサイ栽培に携わっていたと言っても農業の経験があるわけではないので、同じ〇〇で前に農業委員もやっていた〇〇〇さんに相談したこともあったのですが、〇〇〇さんは〇〇〇さんのことをあまり知らないようで、でも農業をやりたいなら自分たちの団体に入って農業を勉強してみてはどうか、とも言っている状況です。ですが、その後特に連絡等もないので、様子を見ている状況です。議長がおっしゃっており、農業の経験等も考慮しながら、実行組合の推薦を優先するのか、個人の意思、意欲を優先するのかは、委員さんの判断で決めていただければと思います。私からは以上です。

○4番、二瓶睦夫委員

自分でやりたいという気持ちは大事だとは思いますが、地区でこの人を推薦しようと決めるわけだから、自分で応募する前に実行組合長に相談すること、みたいなことをホームページに載せぬことはできないのかな。

○事務局長

個人の応募を妨げることはできないので、その一文を載せることはできないと思います。

○4番、二瓶睦夫委員

まあ、そうだな。でも推進委員は集落の話し合いだとか、農家の人と話すことも仕事なわけだから、集落から推薦があった人の方が適任のような気がするけど。

○1番、小椋隆子委員

私からもいいですか。〇〇〇さんのことは私なりに存じ上げていますけども、事務局や皆さんの話を伺った限りでは、〇〇〇さんは推進委員をやりたいというよりは、就農してみたいという希望を持った方のように思います。やる気があって、そういう方向に向いているのであれば、まずはしっかりと就農していただいて、是非、地区の団体に入るとして農業を勉強していただく方が先なのかなと思います。今回は、地区の実行組合から推薦された方が推進委員に相応しいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○4番、二瓶睦夫委員

今回は小椋さんをお願いして、今後、〇〇〇さんが就農してしっかり農業をやっていることが分かれば、次は〇〇〇さんをお願いするということもあるんだろうけど、今はまだそれも分からないからな。

○3番、岩田多吉委員

農業委員会の案件に上がってくるようなことがあればいいけどな。〇〇〇さんにはこれから経験を積んでもらって今回は前期の経験もある小椋功さんをお願いするでいいと思います。

○議長

それではいろいろと意見が出ましたが、今回は実績もあり、地区からの推薦があった小椋功さんに決定するということでよろしいでしょうか。

○委員

(はいの声)

○議長

選考の結果、6名の候補者が決定いたしました。北山地区が奥川維之さん、佐藤誠一さん、大塩地区が五十嵐好則さん、安部嘉久さん、桧原地区が柏谷孝雄さん、裏磐梯地区が小椋功さん、以上の6名について、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員に委嘱することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。審議第4号については、審議内容のとおり、承認することと決定いたしました。

○議長

続いて、審議第5号、担当地区委員の選任について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。農業委員地区担当者名簿でございますが、各担当地区の正担当と副担当及び推進委員の担当地区を決めていただきます。農地の移動（所有権移転、賃貸借等）の案件や荒廃農地調査（農地パトロール）の時に中心となる地区委員となりますので、各地区担当におきましては、その地区の農地等に精通した農業委員を選任していただきますようお願いしたいと思います。なお、事務局案を上欄に提示しております。今回も、大塩地区の委員は1名ですので、副担当には、農業委員の経験が1番長い星委員を事務局案として載せております。こちらを参考にいただきまして、審議し決めていただきたいと思います。以上で担当地区委員の選任についての朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了いたしました。それでは、下吉地区より決めていきたいと思います。皆さんから随時発言をお願いいたします。

○議長

事務局案では、正担当に中川博之委員、副担当に私となっておりますが、案のとおり地区に精通した人が担当にならないといけないべな。

○3番、岩田多吉委員

事務局案のとおり、他の地区もこのままでいいんじゃないですか。

○議長

では、裏磐梯地区の推進委員の空欄に小椋功委員を入れていただいて、後は事務局案のとおりとすることでいいですか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認め、担当地区委員の選任について、決定いたします。

○議長

続いて、審議第6号、その他関連委員の選任について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

提出議案の8ページをご覧ください。左上から順に説明いたします。農作業賃金協定会議員でございますが、農業委員からは5名、村内の貸し手や借り手の代表者とその他の団体の代表者等を構成員としております。毎年2月の定例総会の後に会議を開催し、次年度の農作業料金や賃借料など、農業者の目安となる標準価格や単価を協議し、決定しております。続いて、農業者年金協議会代議員でございますが、農業委員からは5名、農業者年金の加入者、会津よつば農業協同組合を構成員としております。こちらは農業者年金の普及や推進をする団体で、毎年3月頃に会議を開催しております。会議では、事業報告、収支決算、次年度事業計画、次年度収支予算を協議し、決定しております。続いて、農業委員会だより編集委員

でございますが、農業委員4名で構成しております。年に1～2回発行しており、今年度は8月～9月頃に発行を予定しております。農業委員会の情報誌として、農業委員等の活動状況や農業に関する情報などを村民に周知しております。続いて、耕作放棄地解消対策協議会でございますが、農業委員からは4名、喜多方農業普及所、会津よつば農業協同組合、雄国山麓土地改良区、会津北部土地改良区、農業共済組合などの関係機関を構成員としております。こちらは、村内の耕作放棄地の再生利用を推進する団体でございますが、国の交付金を活用して村内の耕作放棄地を解消する事業を実施する団体等がある場合は、総会を開催しまして、事業の承認をいただくこととなっておりますが、前期委員の期間中には、国の交付金を活用する者がおらず、また、その交付金自体も平成30年度で終了となったため、他市町村の協議会の中には、協議会を解散しているところもございます。当村の協議会については、今後、近隣市町村の動向等を注視し、検討してまいりたいと思います。以上、4つの各委員につきまして、選任をお願いいたします。会長と会長職務代理者につきましては、これまでどおり、4つ全ての委員になっていただきたいと思いますので、その他の委員さんはそれぞれ2つの委員になっていただくこととなります。なお、農業者年金協議会代議員については、規約により各地区の農業委員それぞれ1名ずつは必ず選任することとなっておりますので、現在委員が1名ずつの桧原・裏磐梯地区の委員さんについては、1つは農業者年金協議会代議員になっていただきますようよろしくお願いいたします。以上でその他関連委員の選任について朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了いたしました。それでは、農業賃金協定会議員から決めていきたいと思います。皆さんから随時発言をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

手を挙げればいいの。

○議長

はい。お願いします。

○3番、岩田多吉委員

では、私やります。

○6番、蓮沼喜久雄委員

はい。自分も去年やったから。

○4番、二瓶睦夫委員

自分も去年やったかな。じゃあ、やります。

○議長

では、農業賃金協定会議員に岩田委員と二瓶委員と蓮沼委員。次に農業者年金協議会代議員ですが、各地区から1名ずつ選出しないといけないので、会長、職務代理者で北山と大塩、後は中川委員が監事になっているのでそのままお願いできますか。

○2番、中川博之委員

はい。

○議長

あとは桧原と裏磐梯だから、小椋委員と二瓶委員をお願いします。

○1番、小椋隆子委員

はい。分かりました。

○4番、二瓶睦夫委員

はい。

○議長

次に、農業委員会だより編集委員はいかがですか。

○2番、中川博之委員

じゃあ、はい。私やります。

○5番、蓮沼喜久雄委員

自分もやります。

○議長

では、農業委員会だより編集委員に中川委員と蓮沼委員。最後に、耕作放棄地解消対策協議会会員は残った人で岩田委員と小椋委員ですね。

○議長

お諮りいたします。その他関連委員の選任について、審議内容のとおり、ご意見が出されましたが、これにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、その他関連委員の選任について、決定いたします。

○議長

続いて、今後の業務予定について、事務局の朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の11ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、7月17日、北塩原村農業委員会委員辞令交付式を、村役場集会室1・2で開催しまして、農業委員、事務局長、事務局が出席しております。2番、本日でございますが、北塩原村農業委員会臨時総会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、8月3日、北塩原村農業委員会農地利用最適化推進委員委嘱状交付式を村役場集会室1・2で開催いたします。推進委員さんの他に、会長、会長職務代理者においても、当日は出席をお願いいたします。2番、8月7日、令和2年度農業者年金業務担当者会議、ビッグパレットふくしまで開催され、事務局が出席いたします。3番、8月20日、北塩原

村農業委員会総会 8 月定例会を集会室 1・2 で開催いたします。以上で、業務報告及び今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了いたします。

○議長

以上で本日の審議事項並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より 2 点ございますので、事務局説明をお願いいたします。

○事務局

(全国農業新聞の加入について)

(農業委員の日当及び年報酬の取扱いについて)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会臨時総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)